

令和 7 年度

第 6 6 回 埼 玉 県 景 観 審 議 会

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）

埼玉県都市整備部都市計画課

午後 2時00分 開会

○（司会）小森副課長 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これから第66回埼玉県景観審議会を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課副課長の小森と申します。よろしくお願いします。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

埼玉県景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議を開くには委員の過半数が出席している必要がございます。本日9名の御出席をいただいております、既定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

本日はウェブ開催とさせていただきますので、事前にメールにてお送りした資料を御準備いただければと思います。

次に、本日の資料を確認させていただきます。事前にメールでお送りした資料が次第、出席者名簿、資料1-1景観審議会について、資料1-2埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要、資料2公共事業景観形成専門部会委員の選出について、資料3公共事業景観形成専門部会のスケジュール、資料3（参考）令和3年度専門家アドバイスについて、でございます。そのほかに、埼玉県景観審議会参考資料を事前にお送りしております。よろしいでしょうか。

それでは議事に入る前に、埼玉県都市整備部都市計画課長の石川から御挨拶を申し上げます。

○石川課長 埼玉県都市整備部都市計画課長の石川でございます。

本日はお忙しい中、第66回埼玉県景観審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の審議会は、7月の委員改選後初めての開催となりますので、一言挨拶させていただきます。

さて、先月でございますけれども、全国景観会議が岐阜県で開催されました。国から景観行政の現状についての報告がございました。それによりますと、令和6年3月時点で、全都道府県を除く全国の市町村のうち、44.6%が景観行政団体に移行しております。うち、8つの県では県内全ての市区町村が景観行政団体となっております。

そのような中、本県の状況でございますが、63市町村のうち19市が移行しており、今年度新たに行田市が景観行政団体となりましたが、県内の移行率は30.1%、全国の44.6%と比べると低い水準となっております。良好な景観の形成は、地域の特色に応じ

たきめ細やかな規制誘導が有効であり、その中心的役割は基礎自治体が担うことが望ましいと考えております。

人口減少が続くことは、日本全国にとって大きな問題ですが、見方を変えると量から質への転換が起きており、地区の景観資源を見直し、個性を引き出した質の高い景観まちづくりを目指す方向に向かっているのではないかと考えております。引き続き、県では埼玉県景観計画に基づきまして、景観重要公共施設等の整備、景観行政団体への移行に向けた市町村への支援や良好な景観の形成に関する普及啓発など地域らしさを生かした景観づくりを推進してまいります。

本日御審議いただく内容としましては、会長・副会長の互選、公共事業景観形成専門部会委員の選出について、です。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野、立場から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長　続きまして、今回は改選後最初の審議会となりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お配りしました出席者名簿を御覧ください。この名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたらミュートを解除していただき御返事いただければと思います。

初めに、埼玉県景観審議会規則第3条第1項第1号に規定する学識経験がある者として、東洋大学理工学部准教授の神山藍様でございます。

○神山委員　東洋大学の神山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長　国士舘大学理工学部教授の二井昭佳様でございます。

○二井委員　二井といいます。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長　文教大学生生活科学研究所客員研究員の佐々木唯様でございます。

○佐々木委員　佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長　芝浦工業大学システム理工学部教授の鈴木俊治様でございます。

○鈴木委員　鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長　武蔵野大学グローバル学部准教授の岩崎比奈子様でございます。

○岩崎委員　今期からお世話になります岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長　埼玉弁護士会弁護士の近藤宏一様でございます。

○近藤委員　よろしくお願いします。

○（司会）小森副課長 東京都立大学システムデザイン学部非常勤講師の依田彩様でございます。

○依田委員 依田と申します。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 続きまして、同第2号に規定する関係団体を代表する者として、一般社団法人埼玉建築士会技術委員会委員の江崎菜穂子様でございます。

○江崎委員 江崎と申します。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 続きまして、同第4号に規定する公募に応じた者として、公募委員の田口義明様でございます。

○田口委員 田口です。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 なお、本日は御欠席となっておりますが、学識経験のある者として日本大学理工学部准教授の押田佳子様、関係行政機関の職員として杉戸町建築課長の渡辺景己様、関係団体を代表する者として埼玉県屋外広告業協同組合理事の杉山英治様、公募委員の町田由徳様に御就任いただいております。以上13名の方に委員をお願いしております。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

初めに、埼玉県都市整備部都市計画課長の石川です。

○石川課長 石川です。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 同じく、総務・企画・景観・屋外広告物担当主幹の深谷です。

○深谷主幹 深谷と申します。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 同じく技師の八木です。

○八木技師 八木と申します。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 同じく主事の井上です。

○井上主事 井上と申します。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 同じく主事の上野です。

○上野主事 上野です。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 本日はT e a m s での開催としていますが、会議録作成のために録音いたしますので、御了承ください。なお、基本はビデオオン、マイクオフの状態にさせていただき、発言の際は手を挙げていただくか、T e a m s 画面上部の挙手ボタンを使用してください。事務局または議長が指名しましたら、マイクのミュートを解除し、発言をお願いします。また、発言後は同様にマイクのマークをクリックし、ミュートに

して音声が入らないようにお願いいたします。

ここで、委員改選後初の審議会でございますので、議事に先立ちまして、本日の景観審議会及び埼玉県景観・屋外広告物行政の概要について、事務局から説明させていただきます。

○深谷主幹 都市計画課主幹の深谷でございます。

事務局から埼玉県景観・屋外広告物行政の概要について説明を申し上げます。

資料１－１、「景観審議会について」を御覧ください。

まず設置根拠です。埼玉県の執行機関の附属機関に関する条例別表第一に基づくものであり、知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議することとされております。

次に、諮問事項です。景観につきましては埼玉県景観条例で、屋外広告物につきましては埼玉県屋外広告物条例でそれぞれ定めているとおりです。また、条例で定められた事項以外でも、必要に応じお諮りすることがございます。

お配りしております参考資料に埼玉県景観条例と埼玉県屋外広告物条例がございますので、お時間のあるときに御参照いただければと思います。

次に、資料１－２、「埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要」を御覧ください。

１の「景観計画と景観条例」についてです。

平成16年に制定された景観法に基づき、以前からあった埼玉県景観条例を改正するとともに、埼玉県景観計画を策定し、本県の地域特性を生かした良好な景観の形成に関する方針や行為の制限を定めております。また、本県は大宮、さいたま新都心、川越といった都市のにぎわいと利根川、荒川の河川を軸に秩父の山々、狭山丘陵から見沼田んぼへ変化する豊かな田園風景に恵まれております。これらの風景を守るために、景観法の届出制度を運用し、色彩制限など景観の規制誘導を図っております。

２の「公共事業景観形成指針」についてです。

県が自ら整備する道路、橋梁、河川、公園及び建築物など公共事業は周辺景観へ大きな影響を与えます。そのため、本指針を定め、県自ら整備する公共事業による良好な街並みの創出または周辺景観資源の引き立て、邪魔をしないような工夫を実施しております。本日、議題２の公共事業景観形成専門部会も県で整備する公共事業についてアドバイスをいただくため、設置しています。

３の「屋外広告物の規制」についてです。

まちや道路沿いには多種多様な広告物が出されており、県は屋外広告物法と埼玉県屋外広告物条例によって必要な規制を実施しています。主なものとしては、屋外広告物の登録事務、許可基準に基づく許可事務、是正の指導、屋外広告物禁止区域の指定です。

なお、許可基準に基づく許可事務及び是正指導につきましては、独自の条例制定市を除く県内市町村に権限移譲をしています。

4の「景観まちづくりへの支援」についてです。

市町村や地域住民の景観まちづくり活動などを促進するため、市町村や住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する支援を実施しております。主なものとしては、県内の景観行政団体の市及び景観行政団体への移行を目指す市町村との研究会、市町村や住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する勉強会への景観アドバイザーの派遣、市町村の景観形成の取組の支援、また景観形成施策の情報提供などがございます。

5の「景観資源の情報発信」についてです。

県民の景観に対する理解と認識を深めることを目的に、県内の景観資源を発掘しPRするため、埼玉県景観資源データベースとして埼玉県のホームページ及び埼玉県GISで情報を公開しています。

資料の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○（司会）小森副課長 ただいまの説明について御質問等はございますか。もしございましたら挙手いただければと思います。

よろしいでしょうか。

（質問等なし）

○（司会）小森副課長 続きまして、会議の公開についてです。

本審議会埼玉県景観審議会規則第8条に基づき公開となっております。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっております。事務局としては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、委員の皆様は、本日の審議会を公開することについて反対の意見はございますか。もしあるようでしたら、御意見いただければと思います。

（異議なし）

○（司会）小森副課長 それでは、本日の審議会は公開といたします。

傍聴希望者が1名おりますので、これから入室します。

(傍聴者入室)

○(司会) 小森副課長 傍聴者に申し上げます。

本審議会は埼玉県審議会規則に基づき会議を公開としています。事前に送付した傍聴要領に遵守すべき事項を記載しておりますので、再度御確認をお願いします。

私から主な傍聴上の注意を申し上げます。

審議会の秩序を保持するため、必要と認めるときは傍聴人の退場を命じることがあります。会議の写真撮影及び録音等はできません。

それでは、これより議事に入ります。

議題1、埼玉県景観審議会会長・副会長の互選についてですが、まず、会長の選出をお願いしたいと存じます。この議題については、会長が議長になると規則で定めていますが、会長が決まっておられませんので、私のほうで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○(司会) 小森副課長 ありがとうございます。

埼玉県景観審議会規則第4条第1項では、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりそれを定めるとなっております。どなたか御推挙等はございますか。

依田委員、お願いします。

○依田委員 会長は土木景観が御専門で景観行政に精通した二井委員をお願いするのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

○(司会) 小森副課長 ありがとうございます。

ただいま、依田委員から二井委員の推薦がありました。いかがでしょうか。

(異議なし)

○(司会) 小森副課長 皆様に御同意いただけたようですので、それでは会長を二井委員をお願いしたいと思います。

早速ですが、二井会長に就任の御挨拶をお願いいたします。

○二井会長 皆様、改めまして国土舘大学の二井と申します。御推挙いただきましてありがとうございます。

昨年、埼玉県で元々あった公共事業景観形成チェックシートを委員の皆様と一緒に議論して、内容を改訂して、より質の高い公共空間をつくりやすいような努力も始めております。ただ、まだまだやったほうがいいと思うものが沢山ございまして、今回各方面

で非常に御活躍なさっている方々に委員をお務めいただいておりますので、活発な御意見をいただきまして、埼玉県の魅力を高めていければと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○（司会）小森副課長 ありがとうございます。

これより、埼玉県景観審議会規則第5条第1項の規定により、二井会長に議長として議事の進行をお願いいたします。それではよろしくをお願いします。

○二井会長 よろしくをお願いします。

まず、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名をいただく委員を指名します。

今回は神山委員と佐々木委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○二井会長 ありがとうございます。

それでは、議題の1です。副会長の互選に進みます。

審議会の継続性の点から、7月の改選に伴い1期目となる委員の方に副会長をお願いするのが好ましいと考えておりますが、いかがいたしましょうか。私の考えですが、建築計画が御専門で平成29年より川崎市の景観審議会の委員も務めておられることから、景観に関して幅広く御対応いただける鈴木委員をお願いするのがよいと思いますけれども、いかがでしょうか。御異議がある場合は手を挙げるボタンでお知らせいただければと思います。

よろしいですか。

皆さんうなずいていただいておりますので、ありがとうございます。

（異議なし）

○二井会長 皆様御同意いただけたようですので、副会長を鈴木委員をお願いしたいと思います。

それでは早速、鈴木副会長に就任の御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木副会長 皆様こんにちは。ただいま副会長ということで御指名いただきました芝浦工業大学の鈴木でございます。建築計画が専門と御紹介いただきましたが、建築も多少はありますが、むしろ都市デザインを主にやっております。芝浦工業大学システム理工学部と御紹介いただいておりますが、その中に環境システム学科がございまして、その

学科の中で建築、都市、環境を総合的に研究しようという学科に所属しております。学校の場所はさいたま市見沼区にございまして、さっきお話もありました見沼田んぼのすぐ端っこですけれども、近くになります。

お話がありましたように、埼玉の景観について、都市的なところもあれば、河川、農地といった非常に自然の魅力もあるところですので、埼玉県らしい景観づくりに幾ばくかでも貢献できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○二井会長 鈴木副会長、ありがとうございました。

続きまして議題２、公共事業景観形成専門部会委員の選出について、事務局より説明をお願いします。

○深谷主幹 資料２を御覧ください。

公共事業景観形成専門部会委員の選出について御説明をさせていただきます。

埼玉県景観審議会規則第６条第１項の規定には、諮問事項のうち特定の事項を調査審議するために必要のあるときは、専門部会を置くことができとなっております。

今回お諮りする議案の目的です。

令和７年７月１日に埼玉県景観審議会の委員改選を行いました。今期においても埼玉県の公共事業に対して景観の専門家としてアドバイスをいただきたいため、改選された委員から埼玉県景観形成専門部会の委員を選出するものです。

なお、部会の委員の選出は規則第６条第２項の規定により、会長が委員を指名することとなります。

続きまして、今回委員を選出していただく専門部会で扱う専門家アドバイスについて御説明をいたします。

専門家アドバイスは、埼玉県公共事業景観形成指針に位置づけられています。アドバイスにつきましては、１の基本設計段階と２の施工段階の２つの段階があります。まず基本設計段階のアドバイスは、基本設計を行った公共事業のうち、景観形成上特に重要なものについて、基本設計で作成した図面に基づいてアドバイスを行うというものです。大きな工事になりますと、基本設計で大まかな指針を定め、その後、実施設計で工事ができるような詳細な設計を行うという手順になることが多くあります。基本設計後、また場合によっては基本設計中にアドバイスを行うものになります。また、施工段階でのアドバイスにつきましては、基本設計段階でのアドバイスを受けて、工事が完了した後、に今後の取組に生かすために再度アドバイスを行うものです。

次に、専門家アドバイスの取扱いについてです。

事業を進める上では、予算の制約や他の関係機関との調整、様々な基準や地元の意向等、色々な制約があるため、いただいたアドバイスを全部行うことは非常に困難な場合がございます。つきましては、実施設計に反映させることを義務づけるものではないとさせていただきます。アドバイスを受けた事例を参考に、職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方について、専門家の視点を知る、新たな気づきを得ることを主眼に置いて実施したいと考えております。

次に、過去のアドバイス事例を紹介させていただきます。

令和6年におきましては、県営住宅加須北小浜団地、令和5年度におきましては、東部地域特別支援学校に対して施工後のアドバイスをいただきました。令和4年におきましては、SAITAMAロボティクスセンターのロボット開発支援フィールド整備事業の基本設計段階においてアドバイスをいただいております。令和3年度におきましては、都市計画道路浦和野田線（元荒川工区）に対して、基本設計段階のアドバイスをいただいております。

今年度につきましては、埼玉県のカノ市と草加市の境に架ける橋の基本設計段階について調整をしているところでございます。

こうした公共事業に対して、景観的なアドバイスを行うため、当審議会に公共事業景観形成専門部会を設置したいと考えております。よろしくお願いいたします。

参考になりますが、スライドで県営住宅の加須北小浜団地の令和元年度の基本設計段階のアドバイス事例を写しております。こちらについては、皆様に委員就任の御挨拶等をさせていただいた際に、参考資料としてお渡しして、御説明をさせていただいたと思います。

同じく昨年度施工後に実施したアドバイスが次のスライドです。こちらは、完成後、基本設計のアドバイスに対してどのような対応を行ったか、完成後のアドバイスも含めて、工事発注課所の、県の職員に提示をしているものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○二井会長 ありがとうございます。

今御説明いただきました専門部会の委員の選出は、規則で会長が指名するということになっておりまして、土木、建築など公共事業に関連する分野の委員を中心に構成するのが望ましいと考えております。

具体的には、学識経験者の先生方のそれぞれの専門分野として、緑地景観の観点から押田委員、都市環境の観点から神山委員、土木景観から私、農村計画の観点から佐々木委員、それから先ほど、副会長鈴木委員は都市デザインが御専門と伺いましたけれども、建築についても御存じということで、建築のことも見ていただける鈴木委員、色彩の観点から依田委員、建築業の実務から江崎委員の7名にお願いするのがよいかなと思っております。御質問、御意見などございましたら御発言をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(質問等なし)

○二井会長 特に御意見ございませんか。

それでは、議題2、公共事業景観形成専門部会委員の選出について、今画面に映っております7名の委員を指名したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、こちらの7名の中で部会長を指名したいと思います。

部会長については、当審議会の副会長である鈴木委員にお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。御異議などある方、御意見のある方は手を挙げるボタンでお知らせいただければと思います。

(異議なし)

○二井会長 それでは、部会長は鈴木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、その他ということですが、令和7年度公共事業景観形成専門部会について、事務局から報告をお願いしたいと思います。

○深谷主幹 令和7年度、本年度の公共事業景観形成専門部会について報告をさせていただきます。

本年度のアドバイス案件は1件を予定してございます。現在調整を進めておりますが、さいたま県土整備事務所で事業を進めている（仮称）綾瀬川橋詳細設計業務委託の、基本設計段階のアドバイスです。既に基本設計が終了して、詳細設計に入る業務でございますが、基本設計で得た図面等、また現地を見ていただいて、その中で詳細設計に生かせるようなアドバイスをいただきたいと思います。

次のページです。既に供用している都市計画道路南浦和越谷線の川口区間から先の川口草加の境から県道越谷川口線までの区間の整備に伴いまして、綾瀬川に架かる橋梁を県で整備するものです。図面は出ておりますが、次のページで都市計画道路南浦和越谷

線の航空写真がございまして、赤く塗った部分が整備予定箇所、橋が架かる箇所になっております。

今後、部会の委員の方と詳細な日程調整をお願いいたしますが、10月下旬頃に公共事業景観形成専門部会を開催し、現地審議をお願いしたいと考えております。10月下旬頃の専門部会を受けまして、専門部会の委員と事務局で調整をしながら11月から12月に基本設計段階のアドバイスということで案を作成いたします。その後、令和8年1月から2月の次回の埼玉県景観審議会におきまして、専門部会による報告、審議を経て、専門家アドバイスとして事業を実施しているさいたま県土整備事務所に提示する予定でございます。

過年度、令和3年度に都市計画道路浦和野田線（元荒川工区）で同じような橋梁部を含みます基本設計段階のアドバイスを例示として今表示させていただいています。今回につきましても、こういったアドバイスという形でペーパーにまとめたものを県の職員に御提示いただくということになっております。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○二井会長 御報告ありがとうございました。今の件について、何か御質問、御意見等ございますか。

（質問等なし）

○二井会長 専門部会の委員の皆様は別途日程調整が行われると思います。お忙しいと思いますけれども、どうぞ御協力いただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了いたします。御協力いただきありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

○（司会）小森副課長 二井会長、ありがとうございました。

本日は二井会長をはじめ、委員の皆様におかれましてはお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第66回埼玉県景観審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。順次御退出をお願いします。

午後 2時39分 閉会